

北海道有林野 渡島西部管理区 整備管理計画書



計画期間 自 令和 4年度
至 令和13年度

第1次変更計画
令和 4年10月 1日

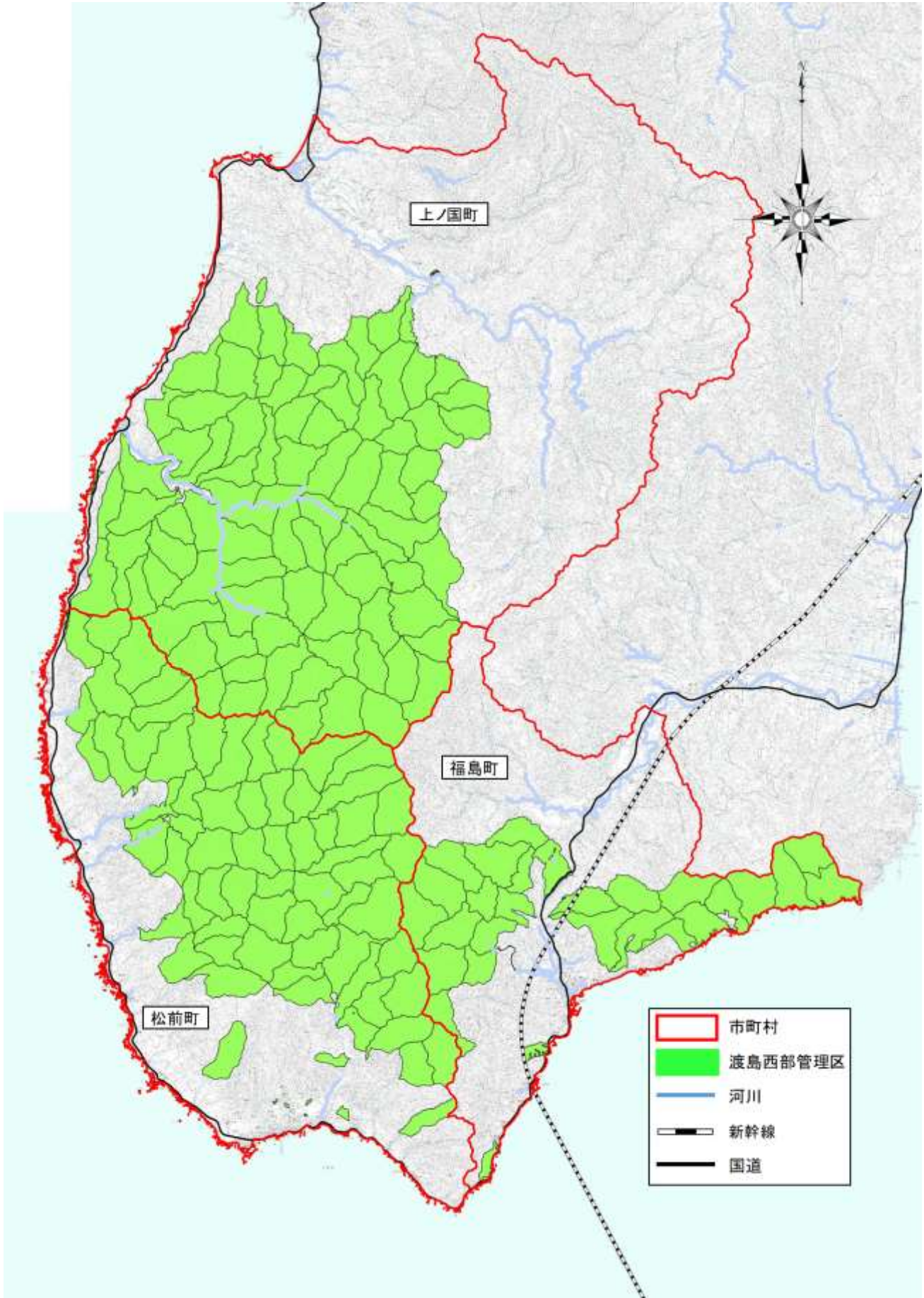
北海道渡島総合振興局西部森林室



木と人の出会いすてき道有林



渡島西部管理区位置図



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP42129号)」

この計画書は、北海道有林野の整備及び管理に関する規程第8条に基づき作成したものです。

水産林務部長承認 令和4年(2022年)3月30日 道有林第 1798 号

令和4年(2022年)3月31日 渡西森整第 2005 号

第1次変更計画

水産林務部長承認 令和4年(2022年)9月21日 道有林第 653 号

令和4年(2022年)9月28日 渡西森整第 414 号

目次

はじめに.....	1
第1 整備管理計画とは.....	1
第2 整備管理計画策定の経過.....	2
第3 森林の働き.....	3
第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項.....	4
1 多様で先導的な森林づくり.....	4
(1)ICTを活用した森林資源の把握.....	4
(2)積極的な伐採・再造林.....	4
(3)天然力を活用した森林づくり.....	4
2 資源や技術力を活用した地域貢献.....	4
(1)森林施業の低コスト化・省力化の推進.....	4
(2)道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成.....	4
(3)地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給.....	4
(4)企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献.....	4
(5)胆振東部地震被災地の復旧.....	5
(6)道有林の森林づくりを担う人材の育成.....	5
第1章 管理区の概要及び長期的目標の設定.....	6
第1 管理区の概要.....	6
1 自然的・社会的条件(地理的条件、気象条件、主な産業等).....	6
2 森林資源の概要.....	6
第2 長期的目標の設定.....	7
1 多様で先導的な森林づくり.....	7
(1)目指す姿.....	7
(2)目標設定の考え方.....	7
(3)目標の指標.....	7
2 資源や技術力を活用した地域貢献.....	7
(1)目指す姿.....	7
(2)目標設定の考え方.....	7
(3)目標の指標.....	7
第2章 森林の整備・管理に関する基本的な事項.....	8
第1 多様で先導的な森林づくりに関する事項.....	8
1 森林づくりの基本的な考え方.....	8
(1) 森林の整備.....	8
(2) 森林の保全.....	12
(3) 森林の管理.....	13
第2 資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項.....	14
1 地域に貢献する取組.....	14

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進	14
(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成	15
(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給	15
(4) 道有林の森林づくりを担う人材の育成	16
(5) 道有林の活用	16
参 考 資 料	17
1 計画量一覧	18
(1) 総括表	18
(2) 内訳表	19
(3) 伐採計画	20
(4) 造林計画	21
(5) 路網計画	22
2 事業箇所図(前期)	23
3 施業仕組	24
(1) 施業仕組とは	24
(2) 施業仕組の区分	24
ア 森林の区分	24
イ 施業区分	25
4 森林の区分図	26
5 人工林育林体系図	31
6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況	33
(1) 保全施業林分	33
ア 保護林	33
イ 保健利用林	33
(2) 特別施業林分	33
ア 試験林	33
イ 検定林	33
ウ 採種林(遺伝子保存林)	34
エ 母樹林	34
オ 採種園	34
カ 分収造林	34
キ 分収育林	35
7 管理及び計画の沿革	36
(1) 管理の沿革	36
(2) 計画策定の沿革	37

はじめに

第1 整備管理計画とは

森林は、その存在によって豊かな水を育み、土砂の崩壊や流出を防ぎ、二酸化炭素の吸収・貯蔵、保健休養の場の提供、そして木材等林産物の生産など、私たちの暮らしに深く関わっています。

道民共通の財産である道有林野(以下「道有林」という。)を末永く守り育てていくためには、森林の適切な整備及び管理に関する基本的な考え方を定めた上で、計画的に取り扱っていく必要があります。

そこで、道では、「道有林野の整備及び管理に関する規程」(平成14年4月1日訓令第17号)の第5条及び第8条の規程に基づき、道有林全体の森林づくりの基本方針を定める道有林基本計画を策定するとともに、道有林を13の区域(管理区といいます)に分けて、地域の特性を踏まえつつ、目指す森林の姿や施業方法、施業仕組、計画量等を定める整備管理計画を策定しています。

なお、整備管理計画の策定に当たっては、知事がたてる地域森林計画及び市町村がたてる市町村森林整備計画の内容と調和を図ることとしています。

道有林基本計画	整備管理計画
【期間】 前期5年、後期5年の10年間	【期間】 前期5年、後期5年の10年間
【内容】 基本方針及び大綱、森林資源の現況、森林の取扱いの基本、伐採・更新・路網の整備などの事業の考え方及び全体事業量等	【内容】 森林づくり(森林施業)の方向性、森林資源の現況、伐採・更新・路網の整備などの事業の計画等

※参考 道有林基本計画の基本方針

- 1 多様で先導的な森林づくり
- 2 資源や技術力を活用した地域貢献

第2 整備管理計画策定の経過

道民の理解と協力を得ながら地域に根ざした道有林の整備・管理を進めるためには、計画を策定する段階において、地域の意見やニーズをお聞きすることが大切だと考えています。

このことから、令和3年(2021年)10月には令和4年度を始期とする「整備管理計画」の策定に伴い、森林整備に対する意見やニーズを把握するため、地域住民等を対象に現地検討会を開催しました。

検討会等においては、以下のような意見等が寄せられており、本計画は、これらの意見を踏まえつつ作成しています。

次期整備管理計画策定に係る現地検討会「地域住民と創る道有林」

○開催日時：令和3年(2021年)10月7日(木) 9:30～11:30

○開催場所：【室内】 渡島西部森林室会議室
【現地】 渡島西部管理区33林班他

○参加者： 林業関係 8名

○検討内容

- ・高齢級人工林の次世代更新(帯状・伐採前) 33林班60小班
- ・高齢級人工林の次世代更新(帯状・伐採後) 33林班62小班
- ・人工林間伐(列状) 33林班72小班
- ・河川水濁度調査(森林施業の影響) 5号橋(及部川)

○主な意見

- ・道有林における次世代更新(主伐の取扱い)について理解を得た。
- ・管内の私有林において、エゾシカによる食害被害が小面積ではあるが散見されており、エゾシカ対策にも取り組んで欲しいとの要望があった。



室内意見交換



高齢級人工林の次世代更新

第3 森林の働き

森林には様々なはたらきがあります。

道有林も、北海道の森林の一部として同じように、それらの役割を担っています。

○水源を守る

森林の土は、落ち葉やそれを分解して利用する微生物、あるいは小動物のはたらきで、スポンジ状になっています。

そのすきまに雨水を貯め、ろ過しながらゆっくりと流し出していきます。これによって、農業用水や飲料水が一年中かれることなく利用できます。



○災害を防ぐ

樹木は大地に根をしっかりと張って山崩れを防ぎ、住宅や道路などを守ります。

また、木の葉や、下草によって、雨水が直接地面をたたく事がないので、土が流れ出るのを防ぎます。

○生活環境を守る

樹木は、光合成により空気をきれいにし、二酸化炭素を樹木内に固定するほか、強い風をさえぎり、飛砂や騒音などから生活を守るはたらきがあります。



○野生生物のすみかを守る

木や草、鳥や獣、虫など、森林にはさまざまな生き物が生活しています。森林は、さまざまな生き物が、食物を得たり、子育てをしたりする場所です。鳥や獣はもちろん、虫や菌類も、森林の恵みを受けて生きています。

○レクリエーションや休養の場として

森の緑や、鳥の声、川のせせらぎの音などは、人の心を和らげるはたらきがあります。

また、木から発散されるフィトンチッドには、リフレッシュ効果のほかに、殺菌作用などもあることが知られています。



○木材を供給する

森林の恵みである木材は、古くから住宅や家具、紙などの原料として利用されています。

木材は、再生できる資源であるだけでなく、加工が容易で、環境に対する負荷が小さい原料でもあります。

第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項

道有林の果たすべき役割と課題を踏まえ、次の基本方針と重点取組事項に従って森林の整備・管理を進めます。

1 多様で先導的な森林づくり

道民の財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成といった多様な森林づくりを先導的に進めます。

また、自然条件、社会的条件を踏まえた積極的な伐採と再造林、森林施業の低コスト化・省力化の推進、大径木の高付加価値化など、トドマツ人工林施業の確立に向けて取り組みます。

(1) ICTを活用した森林資源の把握

・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーザー計測などのICTを活用して森林資源を効率的に把握します。

(2) 積極的な伐採・再造林

・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

(3) 天然力を活用した森林づくり

・広葉樹と混交している人工林においては針広混交林化、大径木が賦存し多様な種類の高さや樹木が生育する天然林においては、活力ある天然林の育成を行い北海道らしい多様で健全な森林づくりを推進します。

2 資源や技術力を活用した地域貢献

地域の林業・木材産業の成長産業化に貢献するためには、限られた労働力で森林整備や木材利用が進むよう、ICT等の先進技術を活用したスマート林業の定着を図る必要があります。

このため、道有林では、全道に広がる資源や技術力を活用して、地域の特性に応じたスマート林業を実践します。

また、環境保全に関心のある企業等の森林づくりに対する関心が高まっていることから、ゼロカーボン北海道の実現に向け、カーボン・オフセットを活用した企業等と連携した森林づくりを進めます。

さらに、平成30年(2018年)9月に発生した胆振東部地震の道有林の被害面積は1,882haとなっており、胆振東部地震被災森林復旧指針に基づき、自然条件や社会的条件などに応じて植栽や自然回復などの復旧手法を適切に組み合わせ、効率的・効果的な森林復旧を進め、その成果を一般民有林に普及を図ることにより、地域の森林・林業の再生に貢献します。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

・植栽や下草刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や造林作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組みます。

・植栽時期の拡大が期待されるコンテナ苗の活用により、限られた労働力で、効率的に植栽を実施するとともに、下草刈りを必要とする期間を短縮するため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種F1などのカラマツ類の植栽を推進します。

・主伐や列状の間伐など木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど高性能林業機械の導入を促進します。

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成

・地域の林業事業者を育成するため、事業量の安定的な確保と、計画的な事業の発注に努めます。

・林業事業者による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業者と長期の協定を締結し、連携して森林整備に取り組みます。

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

・計画的な原木供給に努めるとともに、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

(4) 企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

・環境保全に関心のある企業等と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売してい

る市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。

(5) 胆振東部地震被災地の復旧

・植栽などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。

(6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成

・天然力を活用した森林づくりを推進するために、天然林の資源内容の把握、適切な施業の導入などの技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。

第1章 管理区の概要及び長期的目標の設定

第1 管理区の概要

1 自然的・社会的条件（地理的条件、気象条件、主な産業等）

当管理区の森林は、渡島半島南西端に位置し、大千軒岳(1,072m)を主峰とする山脈に源を発した各河川は、津軽海峡及び日本海に注いでおり、河川延長は短く、谷密度は高く急峻な地形であり、地質は堆積岩を基岩とする部分があるなど、浸食や崩壊等による災害が発生しやすい条件にあります。

気象条件は、対馬海流の影響を受け、海洋性で寒暖の差は比較的少なく、夏は多雨多湿、冬は山間部において多雪です。年間降水量は、1,500 mm程度ですが、短時間に大量の降雨がみられる場合があります。

また、森林は、道南地方における林業・林産業の振興に寄与し、地域経済の活性化に重要な役割を果たしています。一方で、コンブ、アワビ、ウニなど沿岸漁業が行われているとともに、管内を流れる主要河川はサケ、マスなど全ての水産動物の捕獲が禁止されている保護水面に指定されています。

さらに、飲料水の源は、ほとんどが道有林に端を発しており、森林と地域住民との係わりが深く、道有林に対する関心と期待は極めて大きい地域です。

森林の地域的特色としては、北海道でありながらスギやブナ、ヒバ、アカマツなど本州で見られる樹種が生育しています。また、トドマツ南限保護林、北限地域のヒバ林やサワグルミ林、ブナ保護林など希少性・特異性を有した森林や、育種種子を採取するための重要な役割を担っているスギ採種園があります。

2 森林資源の概要

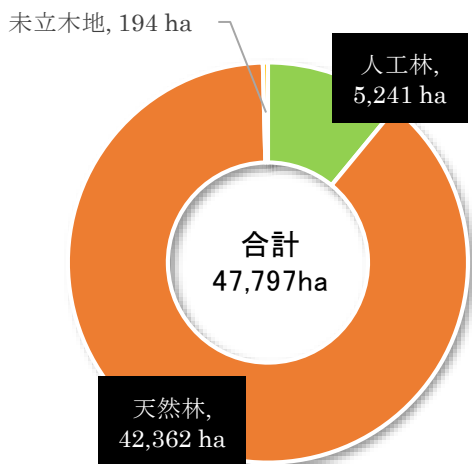
当管理区の森林面積は、47,797ha、蓄積は約8,897 千m³です。

天然林はブナ、イタヤ、カンバ類などが主体の広葉樹林で、古くは松前藩時代から昭和30年代まで薪炭材として伐採され、その後ブナ製品加工技術の開発及び進展に伴い家具・合板材等として急激に需要が伸び、貴重な広葉樹資源として位置づけられていました。

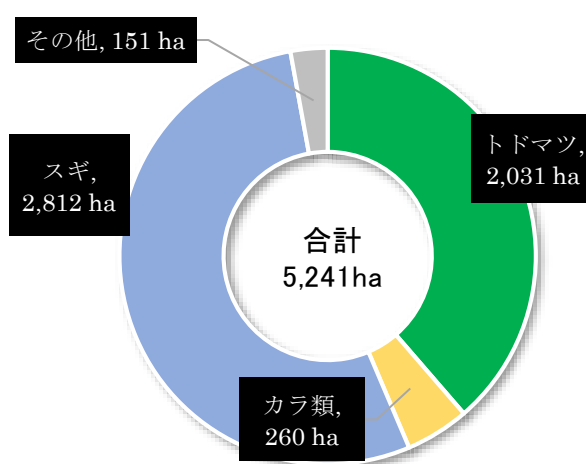
需要の拡大と共に伐採量も増加し、その供給源として重要な役割を担ってきましたが、その反面で大径木の急速な減少が進み、特に伐採が繰り返し行われた尾根沿いの緩斜地帯の森林は低蓄積化と小径化が顕著となり、近年は伐採抑制を行っています。

人工林面積は、約5.2千haで、うち約5割がスギ、約4割がトドマツ、ほかにはカラマツと、ミズナラ、カンバ類などの広葉樹が現存します。

人工林・天然林別森林面積



樹種別人工林面積



第2 長期的目標の設定

道有林基本計画での基本方針に基づき、当管理区における目指す姿及び目標の指標を以下のとおり定めました。

1 多様で先導的な森林づくり

(1) 目指す姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、原生的な森林や里山等の二次林、溪流沿いにある森林、様々な樹種・林齢の人工林などがバランス良く配置されている森林を育成することが重要です。

このような多様な森林の育成は、自然災害や病虫害に対する抵抗力や回復力を高めるとともに、生物多様性を確保するほか、水資源や生活環境の保全、さらには様々な樹種や径級の木材の供給など、地域の多様なニーズに応えることにもつながります。

このため、当管理区の整備・管理に当たっては、次のとおり多様な樹種や林齢、構造からなる林分がモザイク状に配置されている森林の育成を目指します。

(2) 目標設定の考え方

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類(育成単層林・育成複層林・天然生林)を行って森林の整備を進める必要があります。

- ① 育成単層林 … 林種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林
- ② 育成複層林 … 複層林化した人工林や、施業を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林
- ③ 天然生林 … 自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される森林

(3) 目標の指標

森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により望ましい森林の姿に誘導していくことが必要です。このようなことから、「目標の指標」(令和13年度)として次の項目を設定します。

区 分	令和13年度	(参考:令和元年度)
育成単層林	4,498ha	4,901ha
育成複層林	4,956ha	4,553ha
天然生林	38,343ha	38,343ha

2 資源や技術力を活用した地域貢献

(1) 目指す姿

道民生活に木材・木製品の利用が定着し、道有林の森林づくりに伴い産出される木材が有効に活用されることを目指します。

(2) 目標設定の考え方

地域の多様な木材需要に対応し、林業及び木材産業の適切な生産活動を支えるためには、低コスト森林施業により原木を安定的に供給することが重要です。

(3) 目標の指標

道有林において、造林から、保育、伐採までの森林施業のサイクルを着実に進めることにより木材を産出し、林業及び木材産業等の健全な発展に貢献することが必要です。このようなことから、「目標の指標」(令和13年度)として次の項目を設定します。

森林づくりに伴い産出される木材の量
令和13年度 20千 m ³
(H29 から R2 までの実績平均: 16千 m ³ /年) ※立木換算

第2章 森林の整備・管理に関する基本的な事項

第1 多様で先導的な森林づくりに関する事項

1 森林づくりの基本的な考え方

森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、全域を公益的機能の発揮を期待する森林(水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)に位置づけて森林経営計画を策定し、発揮を期待する機能に応じた森林づくりを進めます。

また、木材生産力の高い人工林が多い地域については、木材等生産林を水源涵養林等と併せて設定し、多面的機能の発揮を図ります。伐採に当たっては、保護帯の設置や溪流沿いにある森林の保全などの基準を設けるなど、公益的機能の高度発揮に配慮した森林づくりを実践します。

(1) 森林の整備

ア 基本的事項

当管理区では、人工林(5,241ha)のうち、スギ人工林が54%(2,812ha)を占めており、その9割が10歳級以上の主伐期を向かえています。しかし、当管理区におけるスギ人工林は、スギノアカネトラカミキリによる被害林分(松前町、福島町)が多いこと、従前より優良大径材生産を目指してきたことから高蓄積・高密度な林分が多く、人工林の森林整備(主伐・更新・間伐)は計画的に進んでこなかったことから、主伐時期を早めるなど施業方法を検討していく必要があります。

このため、本計画においては、人工林における伐採方法・更新方法・木材の利用方法等を見直し、実効性のある森林整備を計画し、森林資源の循環利用を着実に推進します。

スギノアカネトラカミキリ被害対策については、本計画においても被害地及び被害木拡大防止、害虫蔓延防止を目的に枝打ち(枯枝除去)を計画します。具体的には、スギ人工林5～9歳級、約200haのうち5割100ha程度を防除対象と見込みます(前期5年間)。造成中のスギ人工林については、適切な時期に数回に分けて枝打ちを実施して行くとともに、中・高齢級についても継続的に枯枝除去を実施します。

天然林にあつては、管理区面積の9割を天然林が占めていますが、大半が急峻な地形かつ路網密度が低く、林分内容も小・中径木主体林分であることから施業対象林分が殆どないことから、当面施業は行いません。

林道などの路網については、人工林が団地的に纏まっている区域に施業道等を配置していますが、運材車等の大型車の通行困難な路線が多くなっています。路網整備は森林の整備・管理に必要な不可欠であることから、計画的な路網の開設等を図り、森林の整備・管理を一体的に進めるよう計画を策定しました。

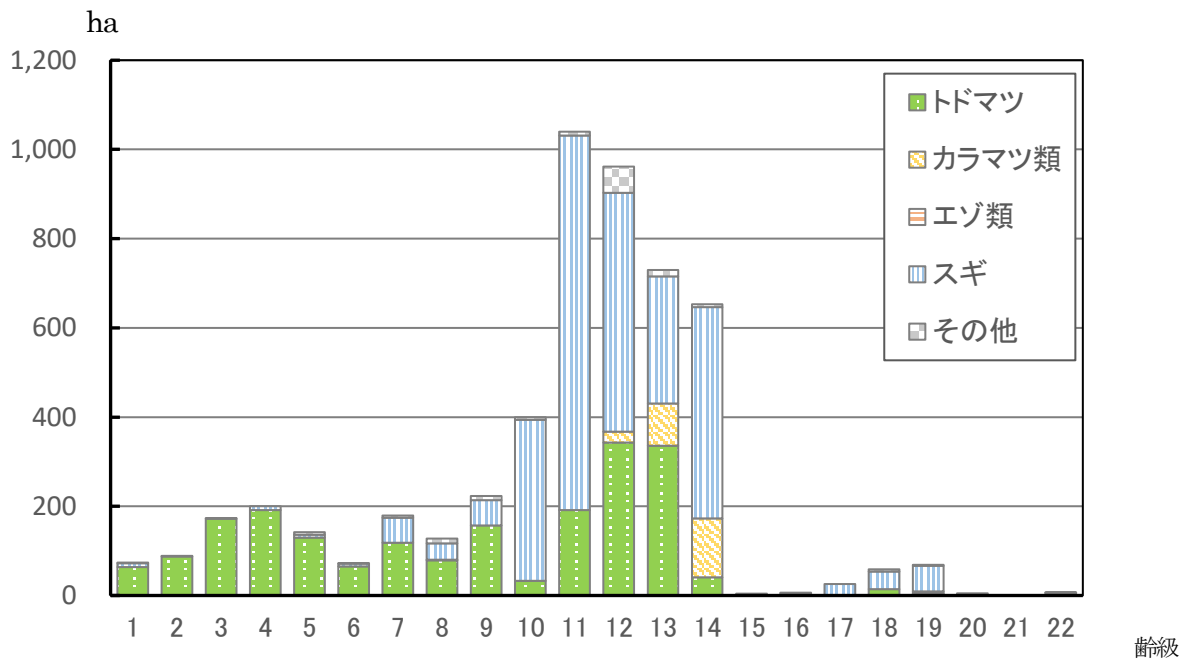
イ 人工林の施業

区分	施業の考え方	対象面積 (ha)
[単層林施業]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：緩傾斜地など、効率的な木材生産可能な森林を対象とします。 ・主伐：5ha以内の皆伐を基本とし、伐採面の形状は、林相や地形を考慮し適切に設定します。 ・間伐：当管理区の育林体系図を基本として、初回及び2回目の間伐は、原則として列状間伐により密度管理を実施します。 ・更新：更新方法は植栽を基本とし、樹種は適地適木を原則とします。 	1,025ha
[複層林施業]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：水道施設の上流に位置するなど特に公益的機能の発揮が求められる森林又は既に複層林施業を実施している森林を対象とします。 ・主伐：带状または小面積皆伐を基本とし、伐採面の形状は、林相や地形を考慮し、適切に設定します。 ・間伐：各層の植栽木の生育状況に応じて、列状もしくは定性間伐により密度管理を実施します。 ・更新：更新方法は植栽を基本とし、樹種は育成単層林に準じますが、下層 	2,071ha

区分	施業の考え方	対象面積 (ha)
	の光環境を考慮し、下層への陽樹の植栽は避けて実施します。	
[混交林施業]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：既に広葉樹が侵入し始めているなど効率的な人工林施業が困難な森林を対象とします。 ・主伐：主伐は行いません。 ・間伐：侵入している広葉樹を努めて育成するよう密度管理を実施します。 ・更新：天然更新を優先します。 	1,828ha
[保全林]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：法令等の制限により禁伐、広葉樹の侵入により既に天然林化している森林を対象とします。 ・施業：基本的には、人工林施業は実施しません。 	288ha
面積計		5,212ha

(参考) 単層林施業での主伐、間伐の繰返し年

区分	スギ	トドマツ	カラマツ	備考
主伐実施林齢	61~81	51~	51~	
主伐繰返し年	12~15	12~15	12~15	概ね12年とする
間伐繰返し年	10	10	10	



人工林齢級別面積



列状間伐を実施したスギ人工林



带状択伐により複層林整備を実施したスギ人工林

ウ 天然林の施業

区 分	施業の方法
[林地保全林等]	・原則施業は行いません
[広葉樹二次林]	・原則施業は行いません



ブナ中小径木主体の天然林



天然林の遠景

エ 路 網

区 分	整備の考え方等
[林道・林業専用道等]	<ul style="list-style-type: none"> ・通行車両の種類や用途に応じて、規格に沿った路網の開設を実施します。 ・環境負荷の低減に配慮しながら合理的な路網配置となるように整備を実施します。 ・経常的な維持管理を行い、通行の安全を確保し、適切な整備を実施します。
[橋梁長寿命化]	<ul style="list-style-type: none"> ・「道有林林道橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な点検や補修、架け替えを実施します。



林業専用道 天狗岳線



基線林道 木の子線(木の子1号橋)

才 計画量

(ア)伐採立木材積及び間伐面積

(単位:材積千 m3、面積:百ha)

区 分		総 計			前期(R4-8)			後期(R9-13)		
		計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林
総計材積	計	196.4	196.4	0.0	96.2	96.2	0.0	100.2	100.2	0.0
	針葉樹	193.4	193.4	0.0	93.2	93.2	0.0	100.2	100.2	0.0
	広葉樹	3.0	3.0	0.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
主伐材積	計	100.9	100.9	0.0	46.2	46.2	0.0	54.7	54.7	0.0
	針葉樹	98.9	98.9	0.0	44.2	44.2	0.0	54.7	54.7	0.0
	広葉樹	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
間伐材積	計	95.5	95.5	0.0	50.0	50.0	0.0	45.5	45.5	0.0
	針葉樹	94.5	94.5	0.0	49.0	49.0	0.0	45.5	45.5	0.0
	広葉樹	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
間伐面積		5.3	5.3	0.0	2.7	2.7	0.0	2.6	2.6	0.0

(イ)造林面積

(単位:ha)

区 分		総 計		前期(R4-8)		後期(R9-13)	
総 計		272	(459)	138	(231)	134	(228)
人工 造林	計	272	(459)	138	(231)	134	(228)
	単層林	209	(209)	106	(106)	103	(103)
	複層林	63	(250)	32	(125)	31	(125)
天然 更新	計	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	植込み	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	かき起し等	0	(0)	0	(0)	0	(0)

※括弧内の数値は区域面積

(ウ)路網開設延長

(単位:km)

区 分	総 計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
林 道	5.3	2.5	2.8
林業専用道	0.0	0.0	0.0

(2) 森林の保全

希少な野生動植物の生息・生育地となっている森林や保護林などの適切な管理を行うとともに、病害虫や鳥獣による森林被害については地域の関係機関と連携を図りながら必要な駆除や予防対策を講じるなど、適切な森林の保全に努めます。

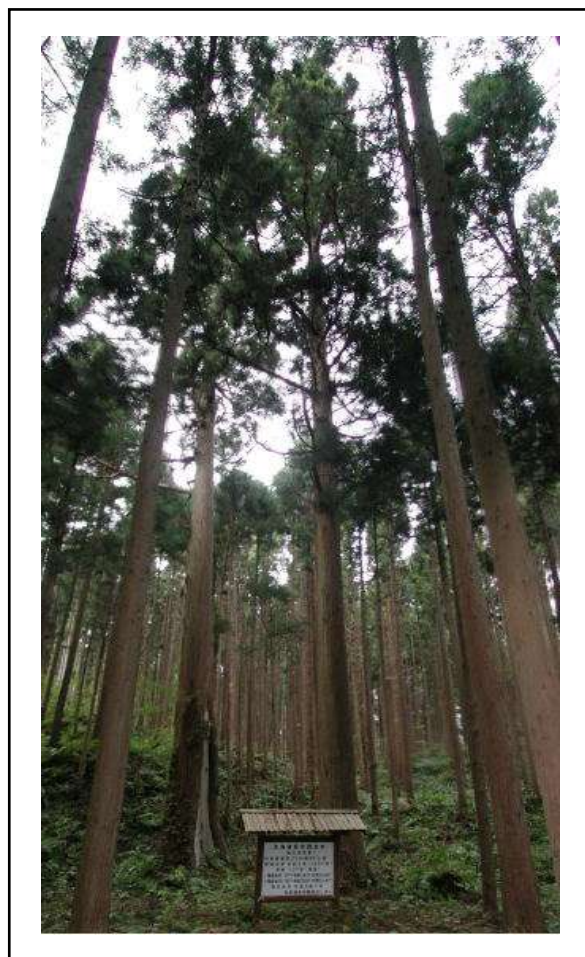
区 分	具体的な取組等
[保護林]	当管内には、松前町に「トドマツ南限保護林(41.92ha)」と「ブナ保護林(6.40ha)の2箇所、上ノ国町に「ブナ保護林(11.04ha)」と「サワグルミ保護林(4.32ha)」の2箇所を指定しています。 詳細については、参考資料6の(1)のアを参照
[生物多様性保全の森林]	生物多様性保全の森林として、3箇所の指定を行っており、適切な森林の保全に取り組めます。
[森林被害対策]	野ねずみ被害が増加しているため、薬剤の散布による継続的な防除に努めます。保安林機能低下の恐れがある林分は、計画的に改植・補植を実施して保安林機能の回復を図ります。 エゾシカによる被害は見られませんが、被害調査を継続して行います。



ブナ保護林



野ねずみによる食害を受けた植栽木



古杉 (安政4年(1857年)植栽)

(3) 森林の管理

公有財産である道有林を適正に管理するため、森林の巡視や境界標の計画的な保全・復元などに取り組むほか、保安林や自然公園等に指定されている森林での保護・保全を図るなど森林の適切な整備・管理を行います。

区 分	具体的な取組等
[森林の巡視等]	林野火災の警防、高山植物の不法採取や廃棄物の不法投棄等への違法行為を防止するため効果的な巡視活動に努めます。 また、林道ゲートの保守・保全、監視カメラの設置などを行うなど、適切な森林管理に取り組みます。
[境界の保守等]	隣接する土地の所有者とのトラブルを防止するため、隣地との境界を示す境界標の計画的な保全・復元を図るほか、森林被害の調査や林道施設の定期的な安全点検などを実施します。
[保安林の適正な管理]	当管理区の森林面積のほとんどを水源の涵養や土砂の流出の防備等を目的とした保安林に指定していることから、治山事業等による実施により、機能の低下した森林の整備や治山施設の設置を行うとともに、老朽化が進む既存の治山施設について、適切な維持管理・更新等により長寿命化を図ります。
[入林者の利便性向上]	入林者が安全で快適に森林を利用できるよう、現地に関する情報の提供や事故防止等に向けた普及啓発を行います。
[その他]	狩猟者によるエゾシカの捕獲を促すため、国有林と連携して、入林手続きや可猟区域に関する情報発信の取組を進めるなど、狩猟者の利便性の向上を図ります。



監視カメラの映像



境界に行つて現地を確認



保安林内治山施設(治山ダム)



看板による注意喚起

第2 資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項

1 地域に貢献する取組

造林・保育作業の低コスト化・省力化やトドマツ大径木の付加価値向上に取り組む林業事業者の育成や、地域の製材工場等の需要に応じた原木の安定供給などに取り組むとともに、こうした取組の意義や具体的な方法を、地域に普及することにより、道産トドマツ材の安定供給に繋がります。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

区 分	具体的な取組等
[スマート林業]	植栽が容易なコンテナ苗を活用して、効率的に植栽を実施し、低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組めます。 また、間伐については、かかり木の発生抑制や安全に処理が可能となるよう、列状間伐を推進します。
[共同施業・共同出荷]	一般民有林の森林整備が図られるよう、森林所有者と協定等を締結し、林業専用道等の共同使用など共同施業・共同出荷について取り組めます。
[その他]	植栽に必要な優良な林業用種苗の安定的な生産に資するため、道有林採種園の整備を進めます。



大沢採種園



運材作業

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成

区 分	具体的な取組等
[林業事業体の育成]	<p>機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、安定的な事業量の確保及び計画的な発注に努めます。</p> <p>また、計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業体と協定を締結し、複数年にわたって連携して造林や保育、伐採などの森林整備に取り組みます。</p>



労働安全研修(下刈箇所)



労働安全研修(伐採箇所)

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

区 分	具体的な取組
[原木の安定供給]	<p>地域固有の「道南スギ」需要拡大に向け、安定的な木材供給を行いながら流通体制の整備及び需要先の確保を行うため取り組みます。また、原材料中心となったトドマツ人工林材の協定販売や林地未利用の発生情報をホームページ上で公表し木質バイオマス燃料材の販売を推進します。</p>
[森林認証]	<p>当管理区は FM 認証を取得していることから、CoC 認証取得者の条件付一般競争入札の実施により立木販売を行います。</p>



集材作業



巻き立て状況

(4) 道有林の森林づくりを担う人材の育成

区 分	具体的な取組
[人材の育成]	近年、新規採用職員の増加に伴い、これまで受け継がれてきた道有林における技術の継承が重要な課題となっています。 これに対応すべく、調査業務等の専門的な技術研修を実施し、道有林の整備・管理を担う若手職員の育成を図ります。



木材工場見学



ドローン操作研修

(5) 道有林の活用

区 分	具体的な取組
[木育活動としての活用]	協議会等による森林ボランティア活動や、小中学校の森林体験学習・林業現場見学等の場として、積極的に提供を行います。
[その他]	管内の見どころとして、「大千軒岳」があり、毎年多くの登山者がいることからホームページを活用した情報発信を進め、地域における観光資源としての活用を図るなど、地域振興に貢献します。



森林散策(松前地区ふれあいの森)



登山(大千軒岳)

参 考 資 料

- 1 計画量一覧
 - (1)総括表
 - (2)内訳表
 - (3)伐採計画
 - (4)造林計画
 - (5)路網計画
- 2 事業箇所図(前期)
- 3 施業仕組み
 - (1)施業仕組みとは
 - (2)施業仕組みの区分
- 4 森林の区分図
 - (1) 水源涵養林並びに水資源保全ゾーンの重複区域
 - (2) 山地災害防止林の区域
 - (3) 生活環境保全林
 - (4) 保健・文化機能等維持林の区域
 - (5) 木材等生産林の区域
- 5 人工林の育林体系図
- 6 主な保全施業林分と特別施業林分の現況
 - (1) 保全施業林分
 - (2) 特別施業林分
- 7 管理及び計画の沿革

1 計画量一覧
(1) 総括表

区 分		単位	次期整備管理計画			摘要			
			計	I 分期	II 分期				
森林整備	造林 更新	人工林	主伐	実面積	(ha)	235	121	114	
				(区域面積)		390	234	156	
			植栽等	実面積	(ha)	272	138	134	
				(区域面積)		459	231	228	
		天然林	主伐	実面積	(ha)	0	0	0	
				(区域面積)		0	0	0	
			植栽等	実面積	(ha)	0	0	0	
				(区域面積)		0	0	0	
		計	主伐	実面積	(ha)	235	121	114	
				(区域面積)		390	234	156	
			植栽等	(ha)	272	138	134		
			計	実面積	(ha)	459	231	228	
	(区域面積)				532	268	264		
					0	0	0		
	保育 (間伐)	人工林	保育伐等	(ha)	532	268	264		
その他				0	0	0			
天然林		植栽木等、天然木	(ha)	0	0	0			
		その他		0	0	0			
計		(ha)	532	268	264				
路 網(開設)		(km)		5.3	2.5	2.8			
木材利用									
		人工林	(千m3)	196.4	96.2	100.2			
		天然林	(千m3)	0.0	0.0	0.0			
		計	(千m3)	196.4	96.2	100.2			

(2) 内訳表

区	分	単位	総計		I 分期		II 分期		摘要				
			実面積	(区域面積)	実面積	(区域面積)	実面積	(区域面積)					
森林整備	造林	更新	人工林	主伐	(ha)	235	390	121	234	114	156		
				植栽(単層林)	(ha)	209	209	106	106	103	103		
				植栽(複層林)	初回	(ha)	29	115	17	66	12	49	
					2回目以降	(ha)	34	135	15	59	19	76	
				刈出し	(ha)	0	0	0	0	0	0		
				かき起し	(ha)	0	0	0	0	0	0		
		計(主伐を除く)	(ha)	272	459	138	231	134	228				
		新	天然林	主伐	(ha)	0	0	0	0	0	0		
				植栽(複層林)	初回	(ha)	0	0	0	0	0	0	
					2回目以降	(ha)	0	0	0	0	0	0	
				刈出し	(ha)	0	0	0	0	0	0		
				かき起し	(ha)	0	0	0	0	0	0		
	計(主伐含む)			(ha)	0	0	0	0	0	0			
	間伐	人工林	保育伐	未搬出	(ha)	151	151	61	61	90	90		
				搬出	(ha)	181	181	75	75	106	106		
				計	(ha)	332	332	136	136	196	196		
			立木販売単独	(ha)	200	200	132	132	68	68			
			その他	(ha)	0	0	0	0	0	0			
			計	(ha)	532	532	268	268	264	264			
		天然林	植栽木等	保育伐	未搬出	(ha)	0	0	0	0	0	0	
					搬出	(ha)	0	0	0	0	0	0	
					計	(ha)	0	0	0	0	0	0	
			立木販売単独	(ha)	0	0	0	0	0	0			
			計	(ha)	0	0	0	0	0	0			
天然木			広葉樹	改良	未搬出	(ha)	0	0	0	0	0	0	
	搬出	(ha)			0	0	0	0	0	0			
	計	(ha)			0	0	0	0	0	0			
	立木販売単独	(ha)	0	0	0	0	0	0					
	計	(ha)	0	0	0	0	0	0					
	その他	(ha)	0	0	0	0	0	0					
計	(ha)	0	0	0	0	0	0						
立販再掲	(ha)	0	0	0	0	0	0						

区	分	単位	計			I 分期			II 分期			摘要		
			計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹			
木材利用	人工林	主伐	(千m3)	100.9	98.9	2.0	46.2	44.2	2.0	54.7	54.7	0.0		
		間伐	(千m3)	95.5	94.5	1.0	50.0	49.0	1.0	45.5	45.5	0.0		
		その他	(千m3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		計	(千m3)	196.4	193.4	3.0	96.2	93.2	3.0	100.2	100.2	0.0		
	天然林	間伐	植栽木等	(千m3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
				天然木	(千m3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他	(千m3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			計	(千m3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		計	(千m3)	196.4	193.4	3.0	96.2	93.2	3.0	100.2	100.2	0.0		

区	分	単位	計	I 分期		II 分期		摘要	
森林整備	路	開設	林道	(km)	5.3	2.5	2.8		
			林業専用道	(km)	0.0	0.0	0.0		
			施業道	(km)	0.0	0.0	0.0		
			森林作業道	(km)	0.0	0.0	0.0		
			計	(km)	5.3	2.5	2.8		
	網	改良	林道	橋梁	(箇所)	8	4	4	
				局部保全	(箇所)	0	0	0	
				法面保全	(箇所)	0	0	0	
				安全対策	(箇所)	0	0	0	
				計	(箇所)	8	4	4	

(3) 伐採計画

単位 面積:ha、材積:千m3

区	分	面積						材積											
		計		I 分期		II 分期		計			I 分期			II 分期					
		実面積	(区域面積)	実面積	(区域面積)	実面積	(区域面積)	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹			
人工林	主伐	単層林施業		183	(183)	83	(83)	100	(100)	79.6	77.6	2.0	31.6	29.6	2.0	48.0	48.0		
		複層林施業		52	(207)	38	(151)	14	(56)	21.3	21.3	0.0	14.6	14.6		6.7	6.7		
		合計		235	(390)	121	(234)	114	(156)	100.9	98.9	2.0	46.2	44.2	2.0	54.7	54.7	0.0	
	間伐	道有林野事業	保育伐	未搬出	121	(121)	46	(46)	75	(75)	11.4	11.4	0.0	5.7	5.7		5.7	5.7	
				搬出	181	(181)	75	(75)	106	(106)	33.5	33.5	0.0	12.9	12.9		20.6	20.6	
				小計	302	(302)	121	(121)	181	(181)	44.9	44.9	0.0	18.6	18.6	0.0	26.3	26.3	0.0
			立木販売単独	200	(200)	132	(132)	68	(68)	32.6	31.6	1.0	22.4	21.4	1.0	10.2	10.2		
			道有林野事業計		502	(502)	253	(253)	249	(249)	77.5	76.5	1.0	41.0	40.0	1.0	36.5	36.5	0.0
			治山事業	本数調整伐	未搬出	30	(30)	15	(15)	15	(15)	18.0	18.0	0.0	9.0	9.0		9.0	9.0
		搬出			0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0			
		治山事業計		30	(30)	15	(15)	15	(15)	18.0	18.0	0.0	9.0	9.0	0.0	9.0	9.0	0.0	
		合計		532	(532)	268	(268)	264	(264)	95.5	94.5	1.0	50.0	49.0	1.0	45.5	45.5	0.0	
		その他		0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0		0.0		
		合計		767	(922)	389	(502)	378	(420)	196.4	193.4	3.0	96.2	93.2	3.0	100.2	100.2	0.0	
		天然林	主伐	複層林施業		0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0		
間伐				0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0				
道有林野事業	植栽木等		保育伐	未搬出	0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0			
				搬出	0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0			
				小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	立木販売単独		0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0					
	道有林野事業計		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	治山事業		本数調整伐	未搬出	0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0			
搬出				0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0				
治山事業計			0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
合計			0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
天然木	広葉樹林改良		間伐	未搬出	0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0			
				搬出	0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0			
				小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	立木販売単独		0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0					
	合計		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
合計		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
その他		0	(0)		(0)		(0)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0						
合計		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
総計		767	(922)	389	(502)	378	(420)	196.4	193.4	3.0	96.2	93.2	3.0	100.2	100.2	0.0			

(4) 造林計画

ア 造林面積

単位 面積:ha

区	分	造林面積								
		計		I 分期		II 分期				
		実面積	(区域面積)	実面積	(区域面積)	実面積	(区域面積)			
道有林野事業	人工造林	植栽	単層林	179	(179)	91	(91)	88	(88)	
			複層林	初回	29	(115)	17	(66)	12	(49)
	2回目以降	34		(135)	15	(59)	19	(76)		
		小計	242	(429)	123	(216)	119	(213)		
	改良	刈出し等	刈出し	0	(0)					
			かき起し	0	(0)					
			小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
			計	242	(429)	123	(216)	119	(213)	
		天然林	植栽	複層林	0	(0)				
				初回	0	(0)				
	2回目以降		0	(0)						
		小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
	刈出し等	刈出し	0	(0)						
		かき起し	0	(0)						
小計		0	(0)	0	(0)	0	(0)			
	計	0	(0)	0	(0)	0	(0)			
	合計	242	(429)	123	(216)	119	(213)			
治山事業	その他	人工造林	植栽	単層林	30	(30)	15	(15)	15	(15)
				複層林	初回	0	(0)			
		2回目以降	0		(0)					
			小計	30	(30)	15	(15)	15	(15)	
		刈出し等	刈出し	0	(0)					
			かき起し	0	(0)					
	小計		0	(0)	0	(0)	0	(0)		
		計	30	(30)	15	(15)	15	(15)		
	天然林	植栽	複層林	0	(0)					
			初回	0	(0)					
		2回目以降	0	(0)						
			小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		刈出し等	刈出し	0	(0)					
			かき起し	0	(0)					
小計	0		(0)	0	(0)	0	(0)			
	計	0	(0)	0	(0)	0	(0)			
	合計	30	(30)	15	(15)	15	(15)			
合計	人工造林	植栽	単層林	209	(209)	106	(106)	103	(103)	
			複層林	初回	29	(115)	17	(66)	12	(49)
		2回目以降		34	(135)	15	(59)	19	(76)	
			小計	272	(459)	138	(231)	134	(228)	
		刈出し等	刈出し	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
			かき起し	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	小計		0	(0)	0	(0)	0	(0)		
		計	272	(459)	138	(231)	134	(228)		
	天然林	植栽	複層林	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
			初回	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		2回目以降	0	(0)	0	(0)	0	(0)		
			小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
		刈出し等	刈出し	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
			かき起し	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
小計	0		(0)	0	(0)	0	(0)			
	計	0	(0)	0	(0)	0	(0)			
	総計	272	(459)	138	(231)	134	(228)			

イ 植栽樹種別造林計画(I 分期のみ)

単位 本数:千本

		全体					
		本数		単層林		複層林	
		本数	うちコンテナ苗	本数	うちコンテナ苗	本数	うちコンテナ苗
道有林野事業	ドマツ	303	5	220	5	83	
	カラマツ	0	0				
	グイマツ雑種F1	0	0				
	その他	47	0	47			
	小計	350	5	267	5	83	0
治山事業	ドマツ	0	0				
	カラマツ	0	0				
	グイマツ雑種F1	0	0				
	その他	36	14	36	14		
	小計	36	14	36	14	0	0
合計	ドマツ	303	5	220	5	83	0
	カラマツ	0	0	0	0	0	0
	グイマツ雑種F1	0	0	0	0	0	0
	その他	83	14	83	14	0	0
	合計	386	19	303	19	83	0

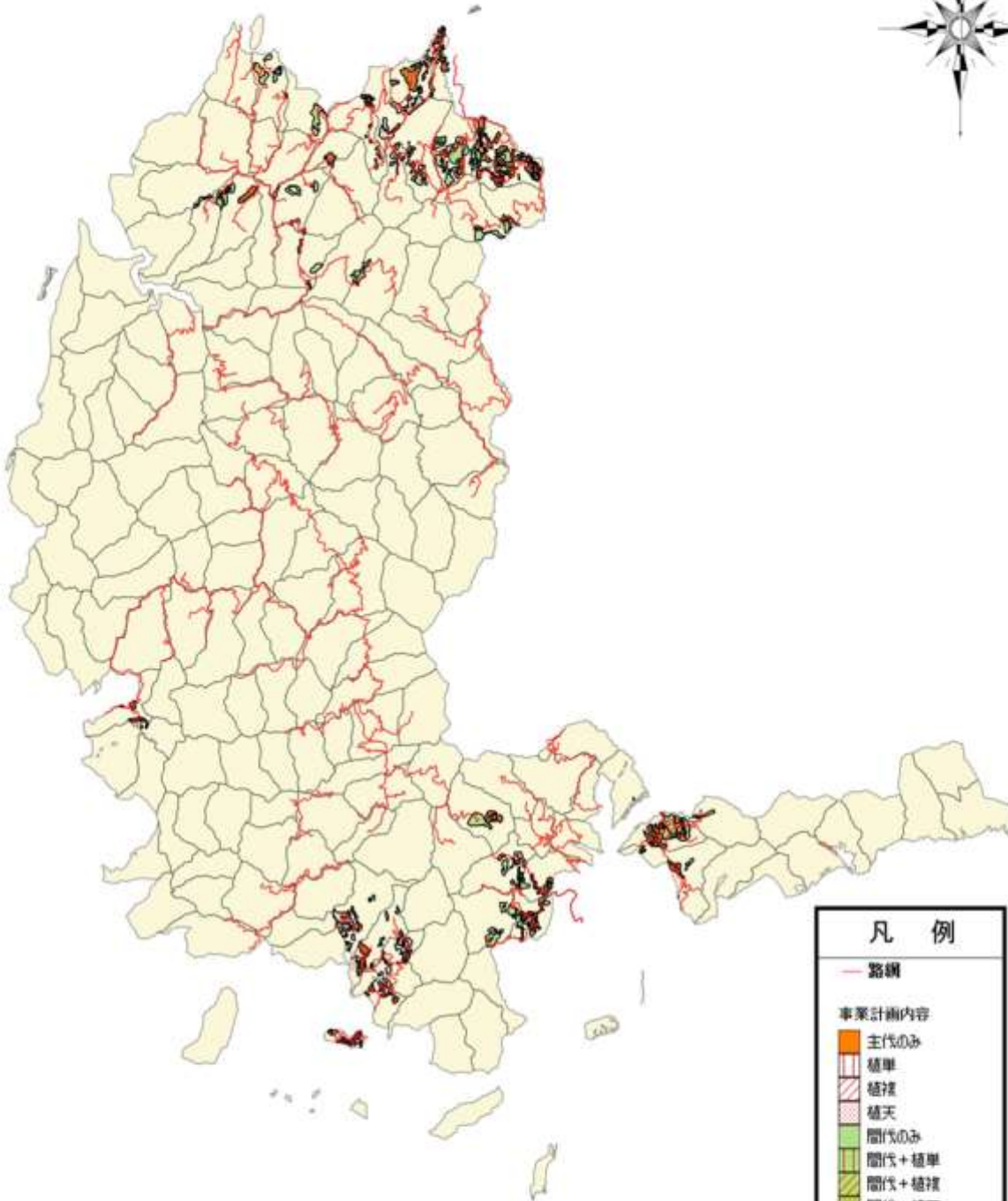
(5) 路網計画

単位 開設延長:km、改良:箇所、面積:ha

区分	路線名称	全体	延長		関係林班	
			I 分期	II 分期		
開設	林道	桧倉川支線	5.3	2.5	2.8	
		小計	5.3	2.5	2.8	※※※※※※※
	林業専用道		0.0			
			0.0			
			0.0			
			0.0			
			0.0			
			0.0			
		小計	0.0	0.0	0.0	※※※※※※※
	施業道 新設		0.0			
			0.0			
			0.0			
		小計	0.0	0.0	0.0	※※※※※※※
	廃道 新設		0.0			
			0.0			
		小計	0.0	0.0	0.0	※※※※※※※
	施業道計		0.0	0.0	0.0	※※※※※※※
	森林作業道		0.0			
			0.0			
			0.0			
小計		0.0	0.0	0.0	※※※※※※※	
開設計		5.3	2.5	2.8	※※※※※※※	
改良	林道 橋梁改良	澄川線	3	2	1	
		宮越内線	1	1		
		石崎松前線	3	1	2	
		去沢線	1		1	
		小計	8	4	4	※※※※※※※
	局部保全		0			
			0			
		小計	0	0	0	※※※※※※※
	法面保全		0			
			0			
		小計	0	0	0	※※※※※※※
	安全対策		0			
			0			
		小計	0	0	0	※※※※※※※
林道改良計		8	4	4	※※※※※※※	

2 事業箇所図（前期）

渡島西部管理区
整備管理計画事業箇所位置図(前期)

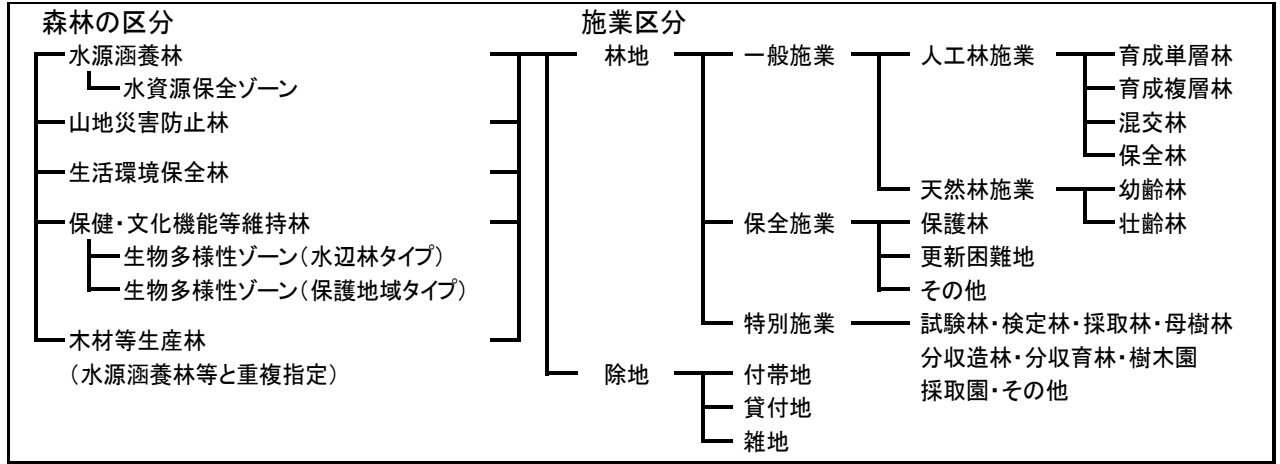


凡 例	
	路線
事業計画内容	
	主伐のみ
	植単
	植複
	植天
	間伐のみ
	間伐+植単
	間伐+植複
	間伐+植天
	主伐+間伐
	主伐+間伐+植単
	主伐+間伐+植複
	主伐+間伐+植天
	主伐+植単
	主伐+植複
	主伐+植天

3 施業仕組

(1) 施業仕組とは

施業仕組とは、森林の取扱い方法の単位のことです。施業仕組は「森林の区分」と「施業区分」から成り、道有林野の整備管理上、独自に施業方法を森林の区分別に分類したもので、適切で効率的な森林施業を行っていくための基礎となるものです。



(2) 施業仕組の区分

ア 森林の区分

それぞれの森林において、期待する機能に応じた森林の区分を行います。設定に当たっては、市町村と連携して地域の特徴に応じた森林の区分を行うこととし、全域を公益的機能を重視する森林に区分するとともに、人工林がまとまっている区域については、木材等生産林を水源涵養林などの公益的機能別施業森林と重複して設定します。

期待する機能に応じた森林の区分	森林の種類	基本的な取扱い	面積: ha 下段:(割合)	摘要	
水源 ^{かん} 涵養林	水源かん養保安林、干害防備保安林など法令による制限林等	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進	6,962ha (15%)	管理区全域をカバー	
	水資源保全ゾーン	水道取水施設の上流に位置する森林等	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水の発生を回避する施業を推進		2,482ha (5%)
山地災害防止林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など法令による制限林や林地保全林等	地形等の条件に応じた施業を推進し、土砂の流出・崩壊の防備など災害に強い地域環境を形成	43,323ha (91%)		
生活環境保全林	防風保安林、防霧保安林など法令による制限林や環境緑地保護地区等	風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成を維持し、地域の快適な生活環境を保全	0ha (0%)		
保健・文化機能等維持林	自然公園特別保護地区など法令による制限林、保護林など道有林独自の自然環境を保全する森林等	保健・レクリエーション機能の向上、自然景観・歴史的風致の維持・形成、生物多様性の保全機能の向上等を図る多様な施業を実施	14,339ha (30%)		
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	生物多様性保全が特に求められる河川兩岸の森林等		0ha (0%)
		保護地域タイプ	生物多様性保全が特に求められる保護林等		3,806ha (8%)
木材等生産林	林木の生育に適した森林で路網の整備状況から効率的な施業が可能な森林等	施業の集約化や機械化による効率的な森林整備を推進し、木材等を安定的・効率的に生産	2,400ha (5%)		重複

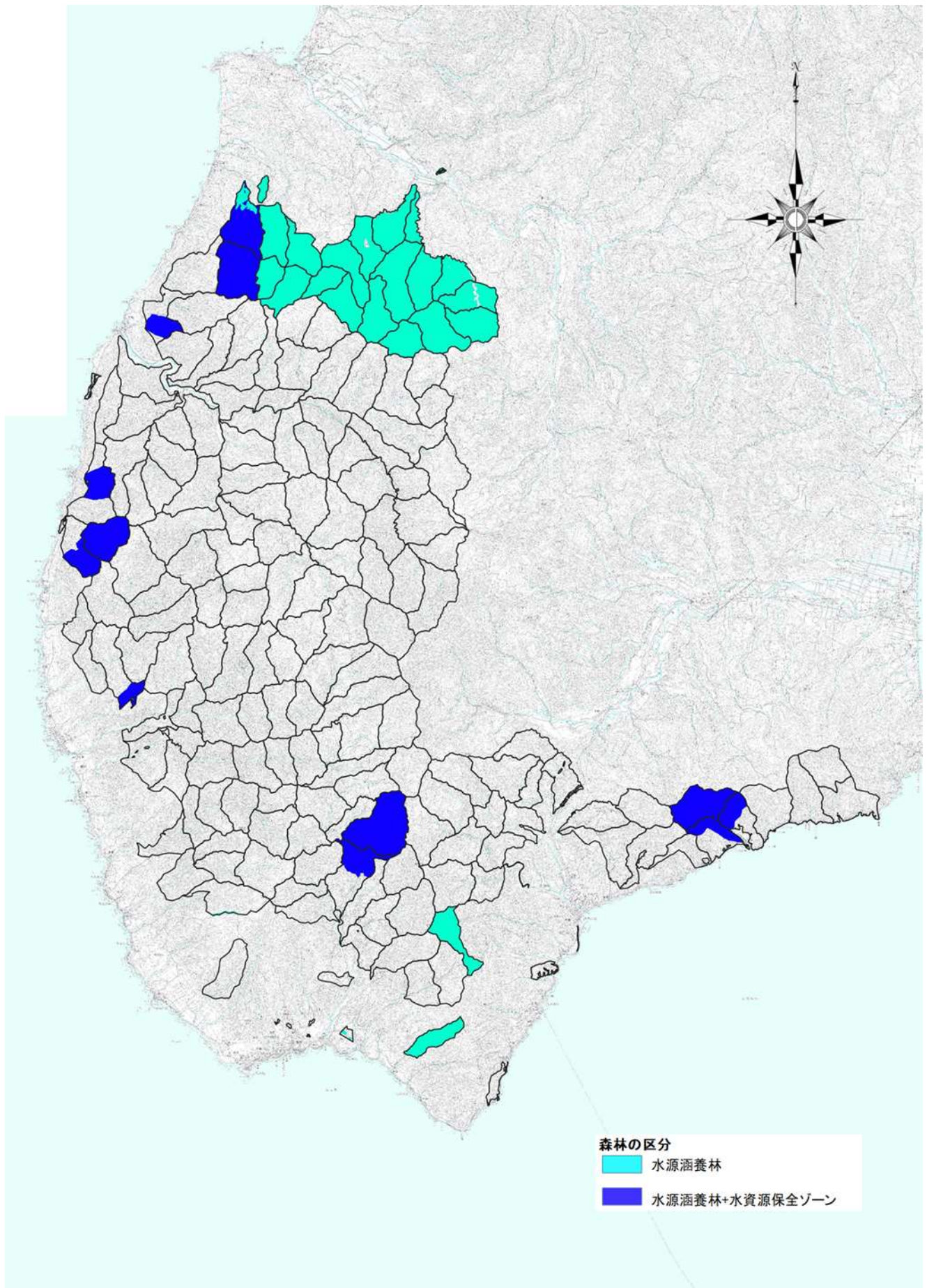
イ 施業区分

施業区分は、主に樹種、蓄積、密度等、その林分構成及び施業上の目的等に着目して分類したものです。

施業区分			内容(編入基準)			
林	一般施業	人工林施業	単層林施業	通常伐期	通常伐期により皆伐-再造林を行う人工林	
				長伐期	長伐期により皆伐-再造林を行う人工林	
			複層林施業		帯状伐採や択伐と植栽により2段以上の樹冠層を持つよう誘導する人工林	
			混交林施業		間伐により植栽木(主に針葉樹)と天然木(主に広葉樹)が適度に混交した状態に誘導する人工林	
		保全林		原則として施業を行わない人工林。		
		人工林上木		人工林内に現存する天然木(前生樹、植栽時又は植栽後に発生した天然更新木)		
		保護帯		人工林内の保護、森林生態系の多様性の維持等を目的とし、隣接する人工林と一体として施業することが適当な天然林		
		無立木地		伐採跡地等		
		天然林施業		幼齢林	通常	一定の間隔を置きながら施業を実施する幼齢林(幼齢林とは、山火再生林、萌芽林、かき起し施行地等、発生年度がほぼ同一時期で、保育(間伐)が施業の主体となるものをいう)
					長期	通常よりも長い間隔の設定により、施業を実施する幼齢林
	その他			当面保存	一定の間隔での施業を避け、当面、資源の回復を図る幼齢林	
				将来有望	資源の内容から今後施業の対象となり得る幼齢林	
				検討中	資源の推移を見ながら今後の施業を判断する必要がある幼齢林	
				保全	原則として施業を行わない幼齢林	
	壮齢林			通常	一定の間隔を置きながら施業を実施する壮齢林(壮齢林とは幼齢林以外)	
				長期	通常年よりも長い間隔の設定により、施業を実施する壮齢林	
			その他		当面保存	一定の間隔での施業を避け、当面、資源の回復を図る壮齢林
					将来有望	資源の内容から今後施業の対象となり得る壮齢林
	検討中	資源の推移を見ながら今後の施業を判断する必要がある壮齢林				
	保全	原則として施業を行わない壮齢林				
地	保全施業	保護林		道有林野保護林設定要領(昭和50年10月27日林二第219号)に基づく保護林		
		更新困難地		自然条件が厳しく、伐採後の更新及び森林の回復がきわめて困難な森林		
		その他(上記以外の保全施業)		上記以外の保全施業を行う必要がある森林		
	特別施業		試験林		施業試験を行っている森林	
			検定林		育種種苗の成長、形質、耐寒性等の検定を行っている森林	
			採種林		母樹林以外の森林で、種子の採取を目的とした森林(林木育種事業により設定された遺伝子保存林を含む)	
			母樹林		有用広葉樹種子採取源整備事業により有用広葉樹の種子採取を目的として指定された森林	
			分収造林		分収造林契約に係る森林	
			分収育林		分収育林契約に係る森林	
			樹木園		地域住民に対する森林・林業の啓発等のため、道有林創設50周年記念事業又は開道100年記念事業により設けた園地	
			採種園		育種種子の採取を目的として設けた園地	
			その他		露天掘り復旧跡地など	
	除地	付帯地		道路敷地(施業道以下は除く)		
		貸付地		鉱業敷地、電線敷地等の貸付地		
雑地		沢敷地(5m幅以上)、開放見込地				

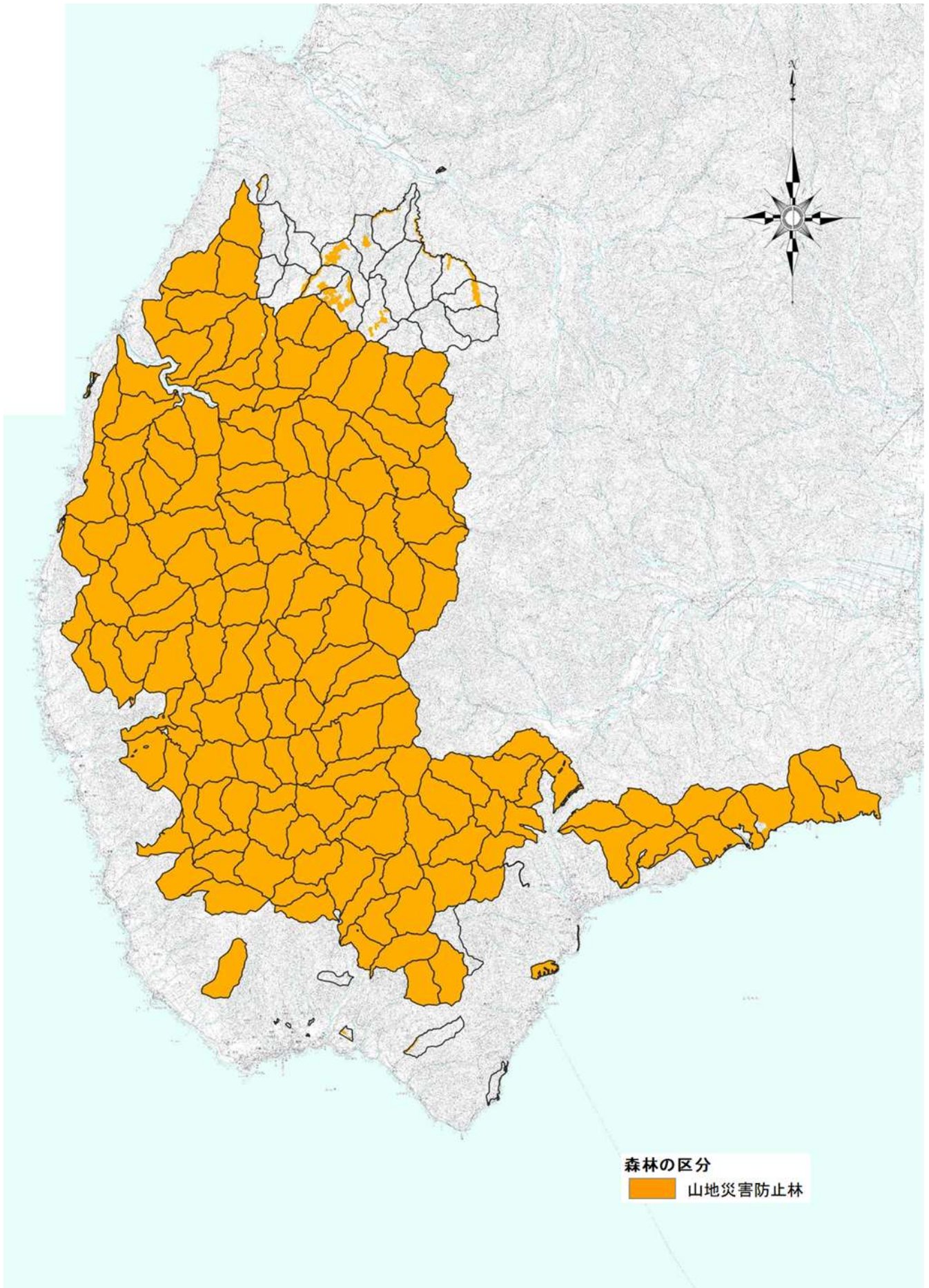
4 森林の区分図

(1) 水源涵養林並びに水資源保全ゾーンの重複区域



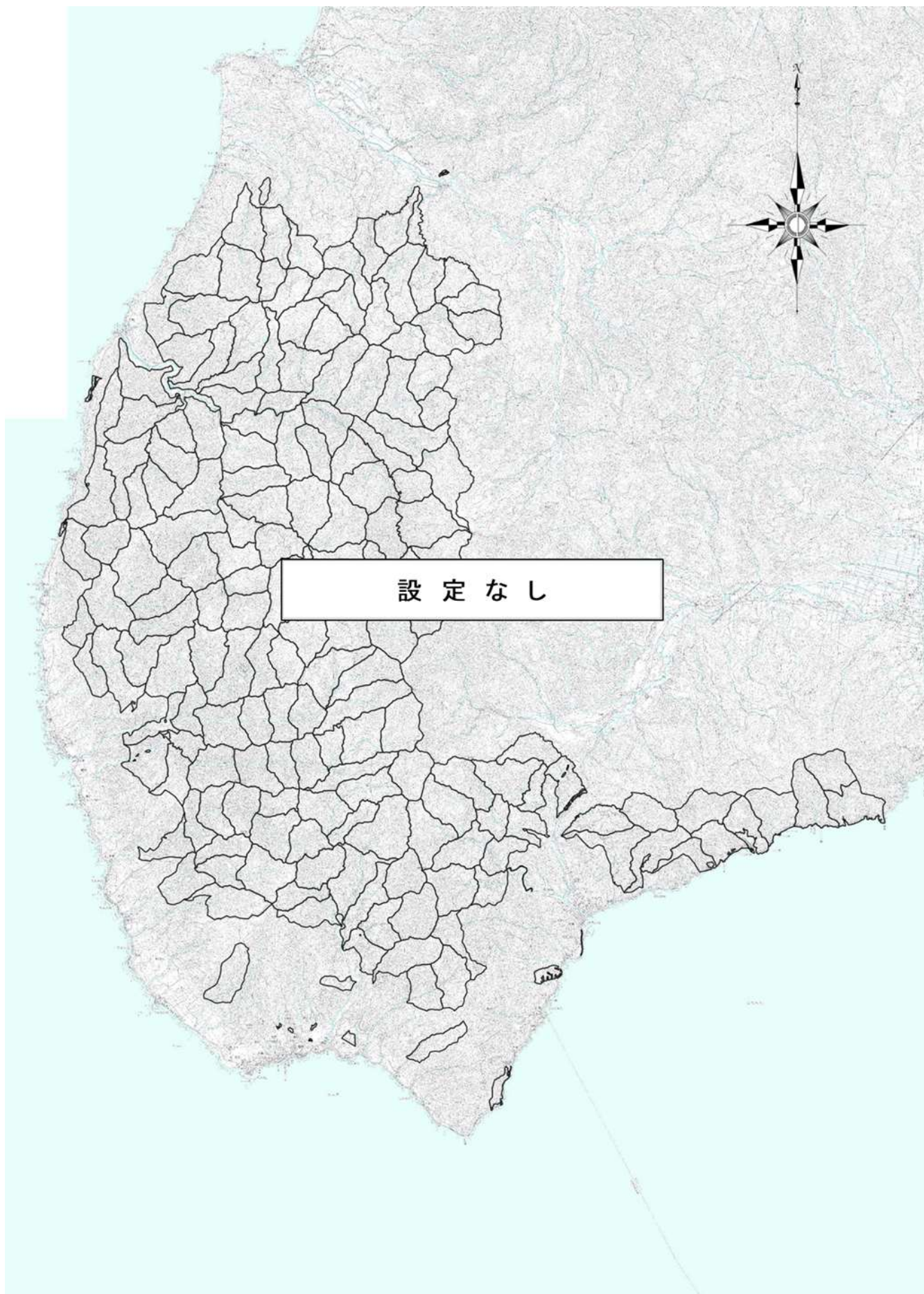
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP42129号)」

(2)山地災害防止林の区域



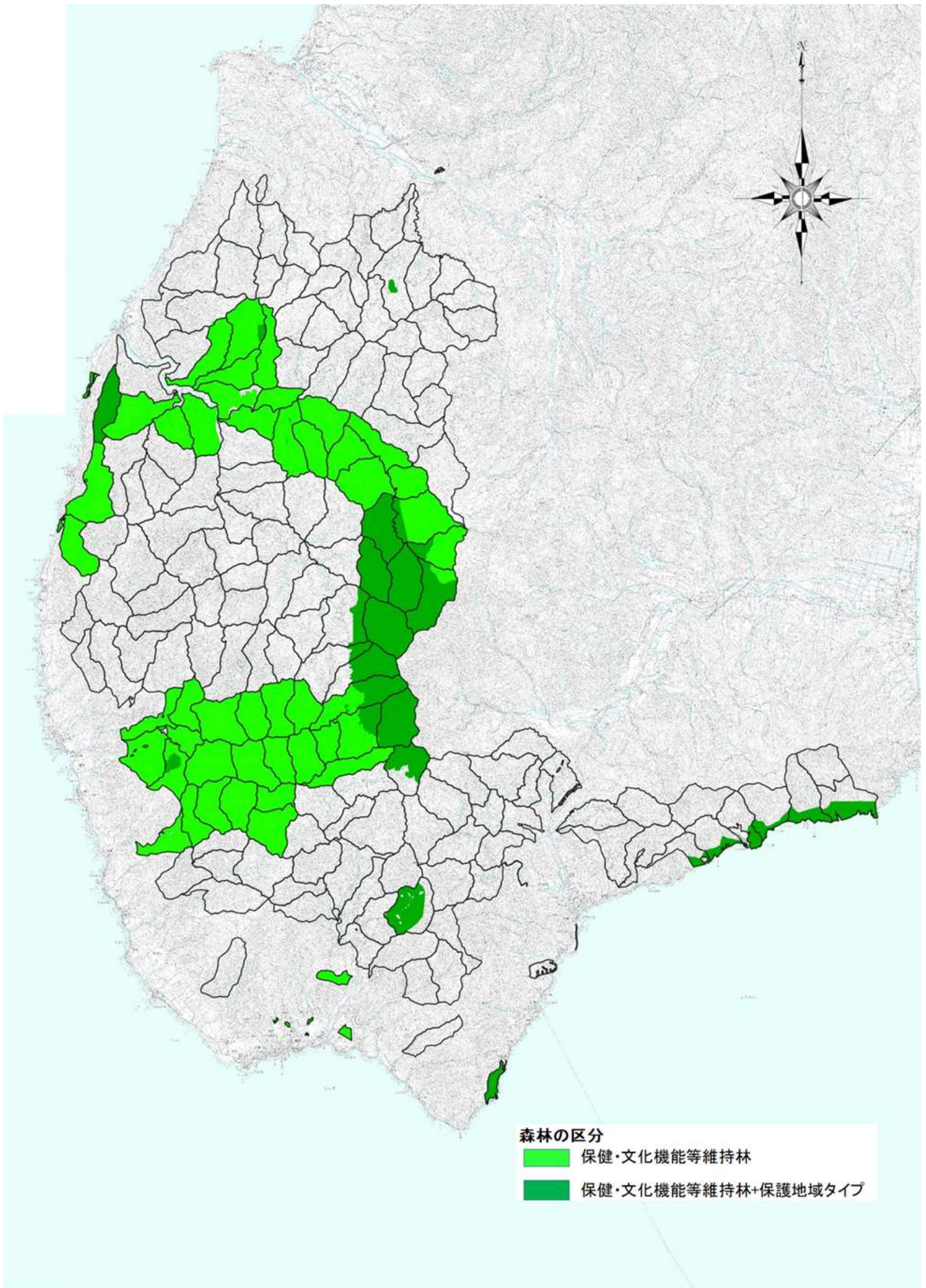
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP42129号)」

(3) 生活環境保全林



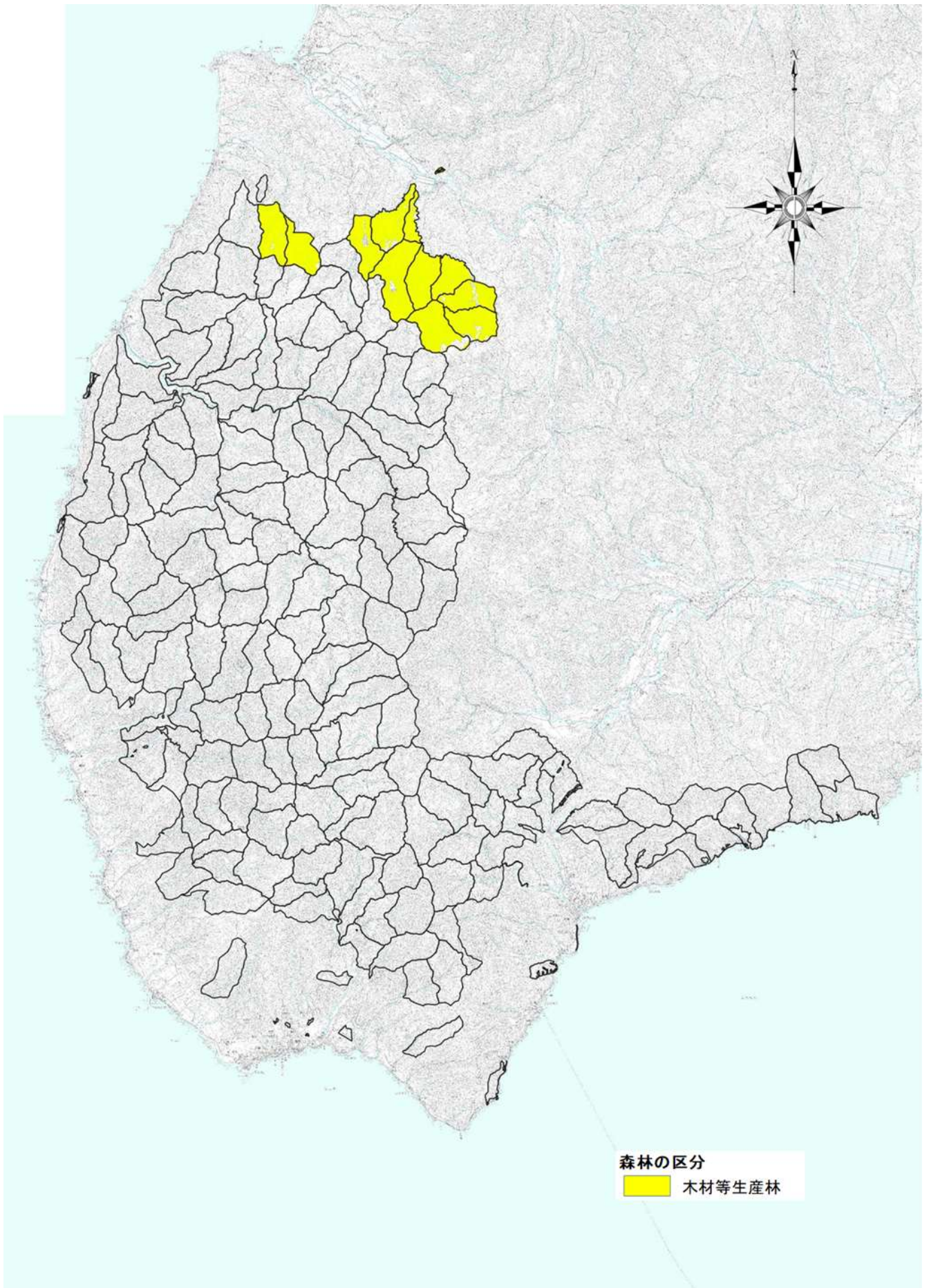
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP42129号)」

(4) 保健・文化機能等維持林の区域



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP42129号)」

(5) 木材等生産林の区域



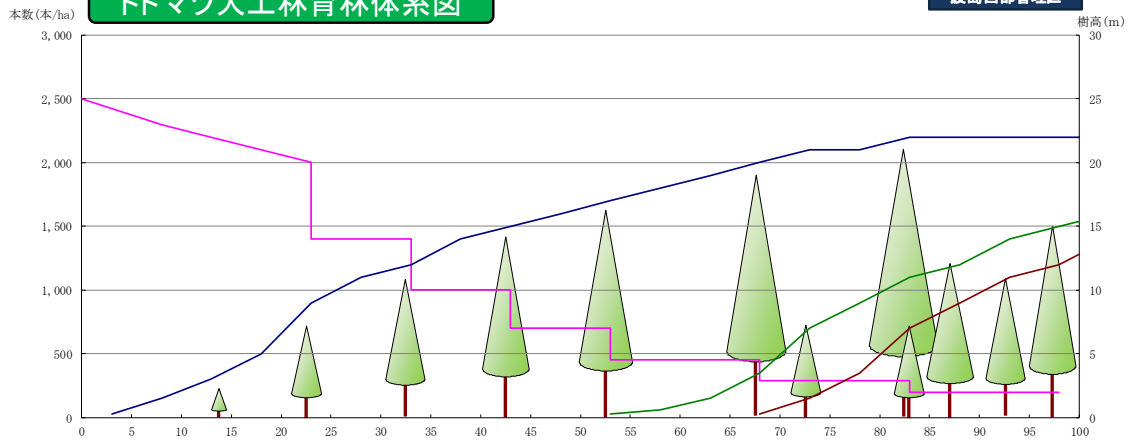
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP42129号)」

5 人工林育林体系图



トドマツ人工林育林体系図

渡島西部管理区



年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
林齢	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61~65	66~70	71~75	76~80	81~85	86~90	91~95	96~100	101~105
本数	2,500	2,300	2,200	2,100	2,000	1,400	1,400	1,000	1,000	700	700	450	450	450	290	290	290	200	200	200	
蓄積					80	84	154	160	250	210	259	203	239	311	212	235	244	186	204	204	
樹高					9	11	12	14	15	16	17	18	19	20	21	21	22	22	22	22	
径級					12	14	18	20	24	26	28	30	32	36	36	38	38	40	42	42	
植付	2,500																				
植込											880			570			370				
更新																					
下刈	○	○																			
つる切除伐			○																		
枝打ち																					
枝打ち高																					
作業種					保育伐		間伐	間伐		主伐				主伐			主伐				
本数伐採率					30		30	30		35				35			40				
材積伐採率					30		30	30		35				35			40				
伐採本数					600		440	310		250				160			130				
伐採材積					24		48	78		93				110			109				

- 6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況
道有林の整備・管理上、多種多様な森林を目的別、施業方法別に次のとおり分類している。

(1) 保全施業林分

ア 保護林

希少性又は特異性を有している森林を恒久的に保存し、施業の参考とする。

名称	目的	林小班	面積 (ha)	蓄積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
トドマツ南限保護林	天然性トドマツ南限界における群生地との保護	63-02	41.92	1,844	6,508	S50年
ブナ保護林	当管理区の主要広葉樹であるブナのうち、地理的に恵まれ、幼壮木の比較的良好な林相を有する林分の保護	78-08	6.40		2,998	S50年
		173-12	11.04		5,185	H元年
サワグルミ保護林	サワグルミ北限地帯の中でもまとまって多く生育している林分の保護	128-11	4.32		784	H21年

イ 保健利用林

地域住民などの森林レクリエーションの場として供する。

名称	所在市町村	目的	林小班	面積(ha)	設定年
該当なし					

(2) 特別施業林分

ア 試験林

森林施業に資すべき試験を行っている森林。

自然公園特別地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し試験を行う。

名称	目的	林小班	面積 (ha)	蓄積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
該当なし						

イ 検定林

育種種苗の成長、形質、耐寒性等の検定を行っている森林。

林小班	樹種	面積 (ha)	蓄積		設定年	備考
			針葉樹	広葉樹		
33-47	スギ	4.00	1,304		S58年	スギ精英樹 62 系統
169-57	スギ	1.44	303		S55年	スギ精英樹 38 系統

ウ 採種林(遺伝子保存林)

種子の採取を目的とした森林で、林業種苗法による指定を受けていない森林(採種林)。

または、林木育種事業を計画的に進めるため、現存する林木の優良遺伝子群を確保、保存するために設定された森林(遺伝子保存林)。

名 称	林小班	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
該当なし						

エ 母樹林

有用広葉樹種子採取源整備事業により有用広葉樹の種子採取を目的として指定された森林。

自然公園特別保護地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し採取を行う。

林小班	樹 種	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
173-12	ブナ	5.92		2,781	H元年	有用広葉樹種子採種源整備事業 ブナ保護林の区域面積と重複

オ 採種園

育種種子の採取を目的として設けた園地。

名 称	林小班	樹種	面積 (ha)	設定年	備 考
スギ採種園	33-92	スギ	0.96	S37年	
	33-93	スギ	2.08	S38年	
	33-39	スギ	1.28	H18年	

カ 分収造林

分収造林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。また、自然公園特別地域等に造成した場合、それぞれの施業制限を遵守し施業を行う。

林小班	樹 種	面積(ha)		蓄積 上段:N 下段:L	植栽年 設定年月日	契約期間 (自) (至)	分収 割合	備 考
		上段:植栽地	下段:その他					
9-61	スギ	1.8245		1,008	S38.6 S37.9.27	S38.4.1 H35.3.31	道 3 造林者 7	
10-55	スギ	1.3488 0.1000		1,101	S38 S37.9.27	S37.4.1 H34.9.30	道 3 造林者 7	
10-56	スギ	1.4853		329	S40 S38.12.11	S39.4.1 H36.3.31	道 3 造林者 7	
10-77	スギ	3.4000 0.1200		1,527	S46 S46.6.25	S46.7.1 H43.6.30	道 2 造林者 8	
61-61	スギ	1.2916		358	S29 S28.11.12	S28.11.17 H35.10.30	道 2.1 造林者 7.9	

キ 分収育林

分収育林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。

林小班	樹種	面積(ha) 上段:植栽地 下段:その他	蓄積 上段:N 下段:L	植栽年 設定年月日	契約期間 (自) (至)	備考
20-72	スギ	3.05	2,032	S33 H 6. 5.31	H 6.10.21 H35. 3.31	
24-66	スギ	1.44	935	S32 H 7. 5.30	H 7.10.11 H35. 3.31	
24-67	スギ	1.76	1,143	S31 H 8. 5.10	H 8.10.11 H35. 3.31	

※ 分収割合 : 道 30%、育林者 5%、費用負担者 65%

7 管理及び計画の沿革

(1) 管理の沿革

年度	沿革の概要
明治 39 年	地方費模範林として、国より譲渡され渡島事業区と称した。上ノ国村字石崎に地方費森林石崎事務所を置き、9月告示第429号により、監護員駐在所を上ノ国・石崎・江良に設置。
大正元年	11月告示第234号をもって従来の駐在所を上ノ国・石崎・清部に改め、石崎駐在所を交通便利な上ノ国村に移転。
大正 11 年	地方費公有林として、国より譲渡され福島町に監護員駐在所を設置。2月地方費公有林として、国より譲渡され上ノ国事業区と称す。
大正 12 年	6月告示第441号によって、今まで北海道地方費森林監護員駐在所は、分区員駐在所と改称。
大正 13 年	7月福山分区員駐在所を増設。
昭和 2 年	7月30日告示第758号をもって、上ノ国森林事務所を廃止し、同時に福山森林事務所を設置。
昭和 15 年	7月15日行政区域名改正によって、福山森林事務所を松前森林事務所と改称。
昭和 17 年	戦時下の行政事務簡略化に伴う機構改革によって、国・道一本となり、11月1日告示第108号によって、松前森林事務所を廃止し、檜山営林区署松前営林作業所と改称。
昭和 18 年	8月14日告示第18号をもって、松前営林作業所を廃止、函館営林区署松前出張所となり、渡島支庁管内の地方費林を管理し、檜山支庁管内は江差営林署によって、管理経営された。
昭和 22 年	地方自治法の改正によって、10月1日告示第812号をもって、国有林から分離独立して松前林務署が設置された。分区員駐在所は上ノ国・石崎・江良・福島・松前の5箇所。
昭和 24 年	4月16日告示第334号をもって、分区員駐在所を駐在所に改称し、松前駐在所は松前郡松前町大沢村、石崎駐在所は檜山郡上ノ国村石崎・汐吹・小砂子・早川及び館野、江良駐在所は松前郡大島村字江良・大津・原口・白坂・神山及び二越、赤神駐在所は松前郡大島村字高野・清部・小浜・小島村、上ノ国駐在所は檜山郡上ノ国村字上ノ国・木ノ子・小安在及び宮越、福島駐在所は松前郡福島町吉岡村・上磯郡知内村をそれぞれ担当した。
昭和 26 年	森林法の改正に伴い、渡島事業区が分割され、A1森林区を千軒岳事業区・松前事業区・B10森林区に属するものを上ノ国事業区と称す。
昭和 38 年	知内町所在の林野207haを売払。
昭和 41 年	3月事業区を統合し、松前経営区と称す。
昭和 44 年	8月駐在所を事業所に改称し、松前事業所は松前町、上ノ国事業所は上ノ国町、福島事業所は福島町を担当する。
昭和 63 年	6月1日告示第75号をもって、松前事業所と福島事業所を統合し、松前事業所とし、松前町・福島町を担当する。
平成 4 年	4月1日告示第53号をもって、松前事業所、上ノ国事業所を廃止。
平成6年	4月1日告示第57号をもって、松前林務署を松前道有林管理センターに改称。
平成 13 年	4月1日、庁舎を福山町から朝日町に新築移転。
平成 14 年	松前道有林管理センターを渡島西部森づくりセンターに改称
平成 22 年	渡島総合振興局西部森林室と改称。

(2) 計画策定の沿革

名 称	設定年度	区域	面積	実行期間		備 考
				期間	年数	
編成案	大正 15 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	27,913.38	自大正 10 年～至昭和 9 年	1	模範林
第 1 次検訂案	大正 10.11	旧千軒岳・上ノ国各事業区	27,437.27			模範林
編成案	年	旧松前事業区	10,458.39			公有林
編成案	大正 12 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	27,437.27			模範林
第 2 次検訂案	大正 14 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	27,437.27	自昭和 8 年～至昭和 15 年	8	模範林
第 1 次検訂案	昭和 7 年	旧松前事業区	10,461.25	自昭和 10 年～至昭和 19 年	1	公有林
第 1 次検訂案	昭和 10 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区		自昭和 11 年～至昭和 15 年	0	
第 2 次検訂案	昭和 15 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区			5	
第 3 次検訂案	昭和 15 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区				
第 2 次検訂案	昭和 18 年	旧松前事業区	10,659.16	自昭和 20 年～至昭和 24 年	5	
第 3 次検訂案	昭和 24 年	旧松前事業区	10,659.16	自昭和 25 年～至昭和 29 年	5	昭和 27 年 200.68ha を国より譲渡される。
臨時検訂案	昭和 24 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区				模範林
臨時検訂案	昭和 27 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区				公有林
第 4 次検訂案	昭和 27 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	23,413.85	自昭和 28 年～至昭和 32 年	5	公模合併し、上ノ国町管内で上ノ国事業区と称す。
第 4 次検訂案	昭和 27 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	13,917.73	自昭和 28 年～至昭和 32 年	5	
第 4 次検訂案	昭和 29 年	旧松前事業区	10,662.57	自昭和 30 年～至昭和 35 年	6	
臨時編成案	昭和 33 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	47,960.04	自昭和 33 年～至昭和 35 年	3	松前事業区 10,634.46ha 千軒岳事業区 13,602.68ha 上ノ国事業区 23,728.90ha
第 1 次編成案	昭和 35 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	47,951.73	自昭和 36 年～至昭和 40 年	5	松前事業区 10,634.46ha 千軒岳事業区 13,602.68ha 上ノ国事業区 23,714.59ha
第 1 次修正案	昭和 36 年	旧千軒岳・上ノ国各事業区	47,951.73	自昭和 36 年～至昭和 41 年	6	松前事業区 10,634.46ha 千軒岳事業区 13,602.68ha 上ノ国事業区 23,714.59ha
第 1 次経営計画	昭和 40 年	松前経営区	47,801.92	自昭和 41 年～至昭和 45 年	5	事業区を統合し経営区となる。
第 1 次変更計画	昭和 41 年	松前経営区	47,801.92	自昭和 42 年～至昭和 45 年	4	北海道大学試験林設定に伴う計画変更
昭和 46 年経営計画	昭和 45 年	松前経営区	47,806.46	自昭和 46 年～至昭和 50 年	5	
第 1 次変更計画	昭和 47 年	松前経営区	47,806.46	自昭和 48 年～至昭和 50 年	3	
臨時編成案	昭和 50 年		47,796.54	自昭和 51 年～至昭和 51 年	1	
昭和 52 年経営計画	昭和 51 年	松前経営区	47,796.54	自昭和 52 年～至昭和 54 年	3	
第 1 次変更計画	昭和 55 年	松前経営区	47,796.54	自昭和 55 年～至昭和 56 年	2	若齢級人工林の積極的間伐と製品生産事業導入に伴う計画変更
昭和 57 年経営計画	昭和 56 年	松前経営区	47,799.20	自昭和 57 年～至昭和 59 年	3	
第 1 次変更計画	昭和 59 年	松前経営区	47,799.20	自昭和 60 年～至昭和 61 年	2	收穫箇所振替に伴う変更計画
昭和 62 年経営計画	昭和 61 年	松前経営区	47,796.16	自昭和 62 年～至平成元年	3	
第 1 次変更計画	平成元年	松前経営区	47,793.12	自平成 2 年～至平成 3 年	2	人工林と天然林の振替変更計画
平成 4 年経営計画	平成 3 年	松前経営区	47,787.04	自平成 4 年～至 8 年		
平成 9 年経営計画	平成 8 年	松前経営区	47,793.12	自平成 9 年～至平成 9 年	1	
第 1 次変更計画	平成 9 年	松前経営区		自平成 10 年～至平成 11 年	2	治山事業施行地における施業規制の変更に伴う変更
第 2 次変更計画	平成 11 年	松前経営区		自平成 14 年～至平成 26 年	1	收穫箇所振替に伴う変更計画
第 3 次変更計画	平成 12 年	松前経営区		自平成 14 年～至平成 26 年	1	收穫箇所振替、人工林輪廻採収、保育伐面積の変更に伴う変更計画
平成 14 年整備管理計画	平成 13 年	渡島西部管理区	47,792.16	自平成 14 年～至平成 26 年	3	
第 1 次変更計画	平成 16 年	渡島西部管理区	47,789.12	自平成 17 年～至平成 18 年	2	更新計画量、受光伐対象林班、間伐計画の齢級括り面積、路線計画延長の変更に伴う変更計画
平成 19 年整備管理計画	平成 18 年	渡島西部管理区	47,789.12	自平成 19 年～至平成 24 年	6	

名 称	設定年度	区域	面積	実行期間		備 考
				期間	年数	
平成25年整備管理計画	平成24年	渡島西部管理区	47,789.12	自平成25年～至平成28年	4	
平成29年整備管理計画	平成28年	渡島西部管理区	47,800.80	自平成29年～至令和3年	5	
令和4年整備管理計画	令和3年	渡島西部管理区	47,796.67	自令和4年～至令和4年9月	0.5	
令和4年第一次変更計画	令和4年	渡島西部管理区	47,796.67	自令和4年10月～至令和13年	9.5	Ⅱ分期の伐採計画量の見直し